

大田市告示第 86 号

大田市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 18 年大田市告示第 68 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 5 月 1 日

大田市長 楫野弘和

第 4 条中「、地域活動支援センター I 型については」及び「地域活動支援センター II 型については、主として」を削る。

第 7 条中第 1 項中「、ただし、利用者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受ける世帯に属する場合は、無料とする」を削り、同項の表を次のように改める。

地域活動支援センター I 型・II 型	無料
---------------------	----

第 7 条第 2 項を削る。

第 8 条第 1 項中「地域活動支援センター I 型」を「地域活動支援センター」に改め、同条第 2 項を削る。

第 9 条及び第 10 条を削り、第 11 条を第 9 条とし、第 12 条を第 10 条とする。

様式第 1 号及び様式第 2 号を削る。

附 則

この告示は、令和 5 年 5 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。